

# 構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

平成15年10月3日

内閣総理大臣 小泉 純一郎 殿

神戸市長 矢 田 立 郎

平成15年4月21日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画(国際みなと経済特区)について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第6条第1項の規定及び法附則第3条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画の変更の認定を申請します。

## 記

### 1. 変更事項

3 構造改革特別区域の範囲

別紙4 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業(504)

別紙5 外国人情報処理技術者受入れ促進事業(507)

### 2. 変更事項の内容

- ・ 対象区域の拡大
- ・ 特例の対象となる施設の追加(504)
- ・ 特例の追加(507)

<p style="text-align: center;">変 更 前</p>	<p>区域 神戸市の区域の一部（ポートアイランド、六甲アイランド、三宮地区、東部新都心地区及びその他の臨港地区）</p> <p>別紙 4</p> <p>1 特定事業の名称 504 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業 &lt;省略&gt;</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 &lt;省略&gt;</p> <p>特定非営利活動法人 国際レスキューシステム研究機構神戸ラボラトリー 財団法人 新産業創造研究機構（NIRO） 芸術工学研究所 特定非営利活動法人 国際情報科学協会研究所 人と防災未来センター アジア防災センター 地震防災フロンティア研究センター</p>
<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p>区域 神戸市の区域の一部 &lt;(注)例示を削除した。「ポートアイランド、六甲アイランド、三宮地区、東部新都心地区」は従来のままで、「その他の臨港地区」は、市内のすべての保税施設を包含するエリアに拡張した。&gt;</p> <p>別紙 4</p> <p>1 特定事業の名称 504 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業 &lt;省略&gt;</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 &lt;省略&gt;</p> <p>特定非営利活動法人 国際レスキューシステム研究機構神戸ラボラトリー 財団法人 新産業創造研究機構（NIRO） 芸術工学研究所 特定非営利活動法人 国際情報科学協会研究所 人と防災未来センター アジア防災センター 地震防災フロンティア研究センター</p> <p><u>株式会社神戸デジタル・ラボ</u> <u>キメック株式会社</u> <u>ニュープレクス株式会社</u> <u>シーコム株式会社</u> <u>有限会社ラジトレイディングコーポレーション<sup>13</sup></u> <u>プロクタ</u> <u>ー・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク<sup>14</sup></u> <u>株式会社ムーブ</u> <u><sup>15</sup> グローバルメディアプロジェクト株式会社</u> <u><sup>16</sup> デジタルブック有限会社</u> <u><sup>17</sup> 株式会社ブロードティーヴィ</u></p> <p>別紙 5</p> <p>1 特定事業の名称 <u>507 外国人情報処理技術者受入れ促進事業</u> &lt;省略&gt;</p>